農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

『農業委員会等に関する法律』の改正により、農業委員の選出方法が、これまでの公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。また、農業委員とは別に、農地の利用をより良い状態にするための現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されました。

うるま市におきましても、新しい農業委員及び農地利用最適化推進委員を下記のとおり推薦及び自薦により募集します。

農業委員 募集人数:14名

【主な業務内容】(一部抜粋)

- ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成、変更
- ・農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ・農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定

【任期】

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

農地利用最適化推進委員 募集人数:16名

【主な業務内容】(一部抜粋)

- ・人・農地プランなど、地域農業者の話し合いを推進
- ・農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、 農地利用の集積、集約化を推進

【任期】

委嘱の日から平成33年3月31日まで

【報酬】

農業委員 月額46,000円 農地利用最適化推進委員 月額40,000円

※両委員ともに月額報酬に加えて、活動・成果実績に応じ、予算の範囲内で能率給が上乗せされる(国の交付金により)予定。

【募集期間】

平成29年11月10日(金)~12月20日(水)

土日・祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

【応募資格・各種申請様式について】

募集要項等については、農業委員会のホームページよりダウンロードいただくか、農業委員会へお問合せください。

【提出方法】

農業委員会事務局へ直接持参または郵送(※期限内必着)

◆ 提出先/お問合せ先 ◆

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所(西棟1階)うるま市農業委員会 ☎973-7608

(学) こども医療費助成についてのお知らせ(学)

こどもの医療費助成制度とは、健康保険の適用を受けて支払った医療費の一部負担金を助成する制度です。 助成を受けるためには、児童家庭課にて受給資格者証の交付申請手続きが必要となります。

《助成を受けることができる年齢》

診療区分		助成対象年齢
外来		出生から中学校卒業(15歳の誕生日前日以後最初の3月31日)まで
入院		

※3歳児以上の外来については、1ヶ月につき1つの医療機関と、同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額を助成する事となります。

《助成方法について》

- ◆自動償還方式:県内各医療機関での受診の際にこども医療費助成金受給資格者証(オレンジ色)を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ助成金が振り込まれます。
- ◆償還払方式:「自動償還方式」を導入していない医療機関で受診した場合やこども医療費助成金受給資格者証を提示しなかった場合、また受給資格者の登録申請をする前にすでに受診した場合については、児童家庭課窓口にて領収書を持参のうえ支給申請の手続きが必要となります。なお、申請に必要な領収書の有効期限は診療月の翌月以降から1年以内となっております。
- ※助成制度の詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、または児童家庭課までお問い合わせ下さい。

◆ お問合せ先 ◆ 児童家庭課 ☎973-4983